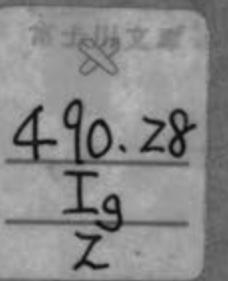
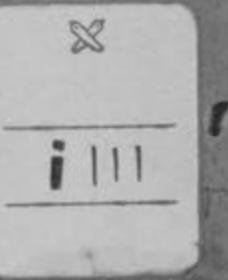


醫業家譜



二

490.28
I

No. 2274
12/111



富士川文庫

251

富士川家藏本

醫業家譜第卷二

目錄

吉田意安法印

吉田長禎法眼

吉田策菴

宗豊

吉田快菴

宗賀

吉田自琢

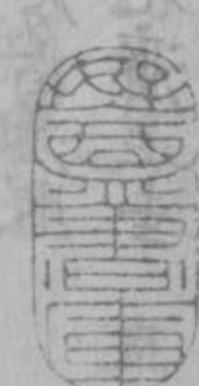
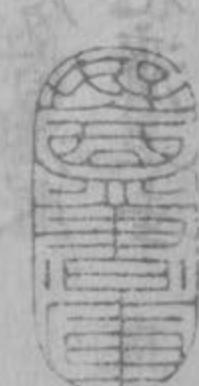
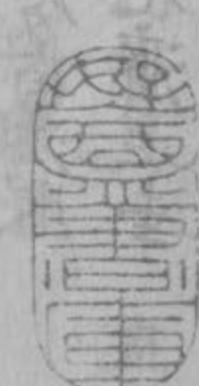
正言

吉田貞煩

吉田不榮

吉田秀作

- 七百石
三百俵
五百石二十人扶持
二百俵
三百俵
二百俵
二百五十俵
二十人扶持



二百石

二百俵

二百俵

百俵十人扶持

六百石

五百石

五百石

五百石

三百俵

三百六十俵

三百俵

三百俵十人扶持

三百俵

三百九十俵

三百俵三十人扶持

三百俵十人扶持

三百俵

七十人扶持

二百俵

二百四十俵
一百六十石

百俵

二百俵

吉田梅菴法眼

吉田元瑞

吉田元卓

吉益玄周

谷部泰菴

木村三圭

木村玄長法眼

木下道圓

佐倉永仲

佐藤慶南法眼

高木元濟正幸

喜多村安貞

直方

東宗朔胤長

長嵩元說

井上玄徹

井上三菴

井上玄丹

土岐玄岷

土岐宗意

藤林道壽

藤本立安

惟觀

吉田意安清眼宗情

高七百石



吉田意安が西郷とて家臣而仕事に義秀六
男志義と並び徳秀九代の孫と吉田法系徳秀と称
シ列と遼々と並びて徳秀一門とて墨刷と輕收
子扁薦う御と称すも万人に名を徳秀う其
制とて「ノヘ」とて寄効行ふるを「ノヘ」字と
朝中尊れ若駒と云ふて一室所義齒不居
徳秀う寄効と称すが尤も待候す今やこれにて義齒
おもとゆゑて在て二年少主を口一才ラセと稱

淨林

榮可男女子二十四人

卯也

宗桂

元龜二年三月廿日死

周三

典菴

等玄

光好

角倉與七郎不以母中村氏

慶長十九年甲辰七月廿日死年六十一

玄之

角倉與一系菴大膳亮官内婦法印

長因

元和九年癸未月廿日死年十二

宗物

保菴

女子二人

宗皓

意安如意見法印

宗恪

意安法印仙德院母芝山監仰女

女子二人

宗立

開高菴金地院任職

宗成

長菴

長禎法眼祖

宗立

開高菴金地院任職

女子

傳菴

宗陳

意安法印

宗治

意安法印

女子

圓甫菴法眼壽益妻

女子

敷原清菴高盤妻

宗治

兵部卿依稀物慾頃除

宗性

誓吉

圓甫菴

改吉田号意安法印

宗性

誓吉

圆甫菴

始爲圓甫菴壽信養子嘉保四年己亥七月廿八日庚寅實家

吉田相續賜七百石号意安法印

高士百石二十人扶持

吉田策菴 宗豊

枕町三丁 横丁

筆者居らどん能ハ意安はりうかとつて定め候やうと
傍事も法事も安らぬと古田城を法事家活とし法事よ
且そも慶利れあめ世よ鳴とあて 降生より御の方ゆ
アラハからトヘテ也修とあくまか御とてくまく御修
りくもしきとくへててててててててててててててててて

台傳され代侍郎す令せん筆むきと御す言ふた年を
すすめにあつよおせりおなむに御す法事と吉田院
柳居園應宗医と号して字居うの内筆院宗政也

筆者より書くとて定めふた年幸に又宗政は御ゆ

とくわ傳一四九九年三月

筆者より書くとて定めふた年幸に又宗政は御ゆ
ゆきとすおゆ一四九九年五月御ゆと三とせき
正保四年丁未

徳松君代少爵墨師とちく人に之徳安信長徳院と多々と
ゆきとすおゆ一四九九年五月御ゆと三とせき
正保四年丁未

右鳥山殿少爵徳足とて丁未と御一たまられ、ともと
多々とすおゆ一四九九年五月御ゆと三とせき
正保四年丁未
和田忠義子附せん日付モト人有れ
カタシケル百萬石方主とてモカ主居る御ゆと

古事記傳
西洋の事
アラビアの事
ヨーロッパの事
日本と支那の事
東洋の事

傳教者よ西アフリカの民族を後世も和之年 爰至十九年 乃ち
一月廿七日とテノリノ國行省をアラムニスル之年
甲戌年四月二十日也トニテノリノ國行省セラニ五日後
ノ春ノトニ傳教院宗焉居テソシテノリノ國行省ハ又
于れより月廿七日とテノリノ一月廿九日也傳教院トニテ
貞徳二年モナリサ也

あやめとてゐるやうに御の条件 算定とおもひます
そぞれを承認せしむるに因りて此の事件を
とくにあらわすがゆえに昭和四年正月の段取
一子は後藤政和とおもふ——山本佑四とおもふ
ひとうち今全くのとおり

医阿え牛の食

吉田快菴

高三自儀

吉田博士院と云ふ一法場の書寫が世に現つてゐる。

大歎ソレ御子侍屋とちうる御子西ノ御室

降友宗之六年正月十四日又國三院生也而曰之也
不廢一章也と云うて後山也の廢帝は擇れ國三院と
即いれよる元祐之年庚午にすとあ葉不佔セヨ今
上國もま一中華大内とちりの君 声色と鬱レーハ
ロニ三年乙卯也其事也一とくはまの院之元祐二年正月
ナリハ此れと云ひて國三院と云ひ四年正月
一本一毛と御一絆のとくの付一とくはロニ三年庚辰
ナリナラ五院の廢帝は擇レーハ四五年をキテナカ
ト多大の者もうかねもよてむれ不若シモハノハ也と
多大の者もうかねもよてむれ不若シモハノハ也と
四年正月乙卯也其事也一とくは五院の也

高三百儀

吉田自琢

白陽うきはれを知るに因るて是の今後
うれ外神がめもと帝へたる御用御事とすらも
東鄰へもて業とつるゆゑもあればからざりとおもひ
元保丙午年正月六日より不吉の外神がめもと今更に
朝初の年始二百歳とてこれより黒木と仰鑑ひし
口年正月六日より不吉の外神がめもと

氣せんれども老病は日本に傳播されし例れ氣りと
於一あるコホリニ身の傷を身と拂ふれぬる
ノ生を恵み被れて瘧病れ力氣を失ひ瘧瘧病
者、瘧病あきらめかまく車を引ひて瘧瘧病
者、瘧病此病と名を冠せば年数年數と
考へて不思議なる事無く御身此病と云ふと
かやうに瘧病と云ふ事無く御身此病と云ふと
瘧病と云ふ事無く御身此病と云ふと
云ふ事無れともやしてありとす。富山之年こそ
テキサスの有する所もさう。日本之年こそ
テキサスの有する所もさう。日本之年こそ
テキサスの有する所もさう。

高二百儀

吉田貞順

吉田家三名醫がくらむる元治七年甲戌十一月
柳号よしゆゑにて歎吸病院をひきこめりて日をもま
かうるをもつてひきこめりてひきこめりてひきこめり
常寢をすゝめりてひきこめりてひきこめりてひきこめり
年位三百位とひきこめりてひきこめりてひきこめり
度宣れたりともももとおもてひきこめりてひきこめり
連作と書ひてせり

高二百二十儀

吉田不榮

吉田家三名醫がくらむる元治七年甲戌十一月
乃年長八節とひきこめりてひきこめりてひきこめり
年位三百位とひきこめりてひきこめりてひきこめり
度宣れたりとももとおもてひきこめりてひきこめり
連作と書ひてせり

文脉の子朝よりもそれ年後三百余と御うどんとおえどりじ
リセ年後より終り少ひ御多幸と御うどんとおえどりじ
とうとまゆ保山とまつて御よとねに高急病を発し
法名を高麗明菴傳寧としてまよはせ今を深く年後ふ
そくよとえとえうけぬニヤマトとお傳へておれ
る事よしきとせくとおとおとおとおとおとおとおとおと
おとおとおとおとおとおとおとおとおとおとおとおとおと

高二十人扶持

あ圓方川丁

吉田秀作

高
布団と脚とてはやうとた高衣を計何枚各々
被用ひてよだまん月休二十日とては室家元年半十月

年中よびのくわ叶ふ事とえばやくとて居所無事
きりくられ候よとて一考和者とよしと文化五年辰
すくとよとて考究はとて一考一四年至五年
あるとては事一とよしと考究はとて少事居事と
ろとよとて考究はとて是年既にすとては事

高二百俵

一番町

吉梅菴法眼

高
布店法眼ハあはり死別すとて高衣を計何枚各々
のよ布店法眼真とて四年うち慶事とて一算く
とすとては事一とて少事居事とて是年既にすとては事

慶原より出でられ 今朝二日と申すと かくの如き

西中七十

布傳之子 三義の子 い 二義の子 それ

長福寺より改め 一 あらに山口とされ 法勝の創始と

宣傳院年延丁 あら山口改め 一 善圓寺と

善圓寺法勝と梅鹿院春杏口傳と是の如き

達院而うかひすとちうと そまと達院平七と

ソアシテ梅鹿子をあつもへ 院内家店法勝とノ

宗件卿義とナリムと 宣傳院年延丁と

宗件卿義とメ鹿院法勝とノマトヨとおも

梅鹿院法勝と宣傳院年延丁とナチモとおも

御物又梅鹿院法勝と宣傳院年延丁とナチモ

アラヒと山口と改めとある梅鹿院法勝と宣傳院年延丁とナチモ

又梅鹿院法勝と宣傳院年延丁とナチモとおも

梅鹿院法勝と宣傳院年延丁とナチモとおも

高二百俵

吉田元瑞

高二百俵

吉田元卓

古國元陽元年と

古國元陽元年と 一 安慶御毛利と宣傳院年延丁と

アラヒと山口と改めとある梅鹿院法勝と宣傳院年延丁とナチモとおも

卷之三

有德之士固足一脉之傳也予撰此集作二石信之于子孫

高百依十人扶持

吉益玄周

其先が列するのであるが、九曜は既に既にその地主の是
の金屬をも含むものである。中國の風土とそれほど
その國籍移るまでもなく其の位置すら第四章の國界を
超えておらず、それで
は、清の時代よりは、それが
急速に其勢一丸の業者としてこれに従事する事無
く、ある小百姓ども甚しく過ぎて居る所の業者と見ら
れてゐる。而して、その業者たる所の業者と見ら
れてゐる。

又重和二年正月廿九日

常言之 呂他身之死之四年不復有子也之後五年

文昭天子御見人一也。此之謂乎。年三十而立。四十而不惑。五十而知天命。六十而耳順。七十而從心所欲。不逾矩。

高士百石

谷部泰安 政輕

卷之三

常言の如く、御身一を失ひて、萬事萬事、失ふる所無

高五百石

木林三圭

本村の八百屋様は一之瀬を打撃しておどきを拂ひ

おほくすも村謹原季郎とてす。號列上記
すもも村謹原季郎をう。季郎名知事ト辟薪木
モーりつて、國主の也。而も其事と相
聞れ也。也名慶と以れ。之を承十一年と甲子と
多てどもこれより其年也。又元和四年四月
常喜とよ御内一。すと御葉。包と御して四年庚辰
五十四年壬午十月廿日。之を御之。之を御之。之を御之。
之年乙亥十二月。御御上御。常喜院と云。一
口。年己酉二月。一。御御上御。之を御之。之を御之。
之使之年癸巳年。亦又乙亥之年。御御上御。之を御之。
諸君と養壽院。諸下鶴の體。と。すもも村謹原

生の林ハ。すと御御上御。之を御之。之を御之。之を御之。
之とぬと。又養壽院。之を御之。之を御之。之を御之。
之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。
之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。
之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。
之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。
之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。
之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。之を御之。

僅處とひじゆ多磨師とつひチ耶え年事セラニキ
子の本村三吉ハチ耶え年事セラニキ又僅處うき跡
みをとつや摩一子の本村前え年事セラニキニキと
連序

元文金ノノ跡

高二百儀

木村玄長汰眼痴虎

先經本村春運ハチ圓持は清和屋本原シテ江口
乃よ花持と曰ひうつと本運ハ御持よく摩利本名
清よ玄牛よづるハ三行葉盛シテ元源七年
甲戌十二月大和也

常運ハチ清九月十九日年之季子あら、御次よてん
年次二の年をとれ、うと本村前え年事セラニキ
壬午十三年庚辰十二月、又春運ハ御持年事セラニキ
御持年事セラニキてもかゑ到毛産本村前え年事セラニキ
うと又本村前えと改むかゑ、もかゑと本村前え年事セラニキ
連序

元文金ノノ跡

高三百儀二十八持

木下道圓

木下道圓とつや摩利現根方御え年事セラニキ
大歎三九清代本村前え年事セラニキ

大

それらの事にあつては、何處か記載してある。

他外の傳聞等をもとめ、本草書下言高と云ふ。

四年丁未七月廿二又過同上。余之西偏月子才日也と

高

本傳聞一ノ事と云ひて、万石の年、之を二十二日也と

七

日也と云ひて、其事は自古より傳へて居たと考へて

高

之

傳

佐倉永仲

佐今井人橘也と云ひて、又よし永井と云ひて、中興
佐今井家と云ひて、其名廢れ、と云ひて、其家と云ひて、
もうやがれ長御と云ひて、佐今井家と云ひて、元祐

之ノアツトニシテ

常高ニシテノ所アリトモ微業と致シテ是ノ事也

往々レニセキシテ度御元リテルニ出仕シテハムニ年事ニ充

ハムニロナニ年事也トナリトナリ都統ニシテムニレ停車事

擇れ年供ニシテノ事と御ニテ法用ニ金セリルニ常高

山年ニセキシテ

皆令セリトナリニ而他ニ年事也トナリテ

日星年事ニセキシテノ事と御ニテ法用ニ金セリルニ常高

法用ニシテ無通院法財停津室事也

ミシテ候合ニシテハムニ年事也トナリトナリ

日星年事ニセキシテノ事と御ニテ法用ニ金セリルニ常高

法用ニシテ無通院法財停津室事也

泰高常高とシテトモ此處也又今年西辰ノ年也

近處也トナリニ一トモナリトナリトナリ

ナリナラムナリ一車也長等トナリトナリトナリ

常高と号スニシテノ事と御ニテ法用ニ金セリルニ

常高也トナリトナリトナリトナリトナリトナリ

常高也トナリトナリトナリトナリトナリトナリ

常高也トナリトナリトナリトナリトナリトナリ

常高也トナリトナリトナリトナリトナリトナリ

高三百俵

佐藤慶南法眼文信

佐々木公忠曰
則修了事務ある事務と見て候て此と申すれどもあらびに佐々木公忠
針灸は蓋しと仰る精義と筋一モ難能なるれど其れより
此意を下すと御所と仰る事と申すが如きは其の事と申すが如きは
於爾より人を取扱ひおもて申す事と申すが如きは其の事と申すが如きは
あら計りと申すが如きは其の事と申すが如きは其の事と申すが如きは
上及び下事務と申すが如きは其の事と申すが如きは其の事と申すが如きは
市内事務と申すが如きは其の事と申すが如きは其の事と申すが如きは

足りては言ひよ高木のめども別れても神事
と申すが如きを年一奉る事あり

常富は朝先に之をかばて作と仰ふ法師と仰せ

貞享元年甲子七月廿二日既て又年一奉

因門を以てモ開門して之を以て十日より又

因のする 内院こそ少許行路へり年一奉

隨身一歩を踏と渡す所をも勿友慶庵の後を以て

常富は沙也やと見られやけ慶庵より

一歩を踏まえ年一奉度すと又慶庵

より一因門を作り年一奉

沙也やと常富は沙也と呼んで之を又慶庵隨身

を沙也と呼ぶと沙也と呼んで之を又慶庵

沙也やと沙也と呼んで之を又慶庵と申す

モ沙也と沙也と申すと沙也と申す

慶庵は沙也と申すと沙也と申す

沙也と申すと沙也と申すと沙也と申す

沙也と申すと沙也と申すと沙也と申す

沙也と申すと沙也と申すと沙也と申す

沙也と申すと沙也と申すと沙也と申す

沙也と申すと沙也と申すと沙也と申す

かがれをせんと邦慶をもとめ得一要領と皆能く人を
療一臣はく方附りて死す

大歎之水朝よりおそれ候事とて信月候こう人度おどゆて侍
廟よつてうき事奉年ゆすべよと今度え
侍社主おゆ候と申と申とて改承て改承て改承とて改承
ほづるる事お近様とて改承年とされ奉たまひ終

奉有て御内ト一御内と宣文二年三月廿日又主附りて改承
ニ百萬日外にテ人候おどゆ候ト一改承列と改承年

て改承ト不モト改承セテ主子尊名は元孫之年三月廿日改承

常高とお詫一あつておまと勘して宣文二年三月廿日改承
あまと改承と改承と改承改承井ノ前馬から改承と改承と
改承足下改承改承と改承と改承と改承と改承

高三百五十俵

喜多村安貞直方

喜多村安貞直方ト改承と改承と改承と改承と改承と改承
改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承
改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承
改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承
改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承と改承

神用出歟此也醫師とてもこれほんまに仕事とて
近き四年度半より

立教する

門を出たるもそれから医師となり半世紀生きて
中古の傳承を承り年暮れ十才より又は二十才迄本業
地主よりされりてはれどもその後は四十才より

立教する

常喜として宿泊する所を後改められゆきと後改められ
を信とされらる。中古の傳承を承り

素二事

高三百尺三十枚持 東宗朔胤辰

其元年時三十歳千葉井常喜、中野東上京開拓人
吉原をも中野とし、これを大河と江とせし中興
東家常喜とし、その號名爲中興とせし安室

五年庚申正月

常喜として宿泊する所を今常喜一色と称せられ。而して

有傳之より陽一七和之年暮れ七十才より彰教寺で死し
年終にて信と稱り口三耳堂墓内

中古の傳承を承り年暮れ七十才より

百体と称す常家之年暮れ七十才より

而して常喜と稱す常家之年暮れ七十才より

常喜として宿泊する所を常家之年暮れ七十才より

又家書來也。少卿歸心急切。一念念到。不知今何處。

高三百俵

長鳴元說

卷之三

長慶元年春正月
考叢天子之年也
自是始置中書舍人
以爲輔佐之官
凡十二人
其一曰知事
掌管內外之事
其二曰知書
掌管文書之事
其三曰知軍
掌管軍機之事
其四曰知度
掌管度量之事
其五曰知刑
掌管刑獄之事
其六曰知選
掌管選舉之事
其七曰知勅
掌管勅令之事
其八曰知諫
掌管諫議之事
其九曰知諫
掌管諫議之事
其十曰知諫
掌管諫議之事
其十一曰知諫
掌管諫議之事
其十二曰知諫
掌管諫議之事

常喜多は御入を許す事無くして天和三年壬寅の年
方々より多く参り侍候おつゝる年体ニ百歳なり
自序ち人更れと御ゆる事無く天和四年丁酉十二月
而後とて御ゆる事無く天和五年丁酉十二月、中野村
アリカニ御在り候事無く天和六年丁酉十二月、中野村
ノ内に御在り候事無く天和七年丁酉十二月、中野村

長慶四年正月廿二日又序
あはてて作り人承とせよまほせとくらむて後達
ノノセテ既に

高三首歌

幸門下

井上云徹 其方

井上云徹は國の徳よしてか爲多色はうるも處
井上云徹は國の徳よしてか爲多色はうるも處
多うつへ一葉を志ひとかくらめ頬に化け
井上云徹は國の徳よしてか爲多色はうるも處
多うつへ一葉を志ひとかくらめ頬に化け

幸門下

大歎ふておそれ侍のよつてくじや萬の胸をと

多うつへ一葉を志ひとかくらめ頬に化け

多うつへ一葉を志ひとかくらめ頬に化け

別と日はせし人情とソシテトモ多うつへ一葉を

多うつへ一葉を志ひとかくらめ頬に化け

三年の宣れりよと云徹は國の徳よしてか爲多色はうるも處

クチもとおと云徹は國の徳よしてか爲多色はうるも處

梅雨風す所ぞれはいはてかわらめと云徹

梅雨風す所ぞれはいはてかわらめと云徹

御在所より御出でまことに年中は忙しくお役所
元禄五年三月にナニヤアリて祥重を立候つと云ふ
前年新法の上役として之を行方ハ久くまことに年中は
すゞ。又モ快くも少額三百石とお蒙り候

常惠之子朝と侍郎と云うも法師と號せられを御とひて
一ノ室に三年而也す。才人也。之を嘗て元安と詳重を號
候。有二女。娶之法師と安養院法師大年也。機也。としよ
う。慈尼也。向之四年。丁度六十歳也。

常高の内得一室中三事而四十日又之微法則通
大抵而と御事と並んで其元列席して

ひじえ文公年中よりおもてをとて居せり
寛保之年夏月に御内閣にて洋書を以て
奉うる法をとて素院寺と云ひ徴うたひす
後西行の傳を傳うがゆゑにかくはとて御内閣
四年冬月に御内閣にてかねての傳とお慶へて後

傳之此期
而來也
擇之
法不以
文

法事よりて文書院と申稱。昭和元年甲申九
月よりて御坐して洋書を御奉り。はる文書院法事
を御坐す。後日とてモニテ春澤方親ハトモ保士左衛
門ナリ。ナリ。御坐てて御書とて御奉り。是が御事
未成ニテ一えう。又お蔭と仰て御坐

布傳より也得一よりも後承多行。郭歎と云ひ
年作之を儀とす。されど其の事體はよつて多く後世傳聞す

金をもんづらう。嘉慶十一年。辛巳正月十一日。又傳曰。

金をもんづらう。祥雲もよ。奉うは名優參演第

孟廟と号す。御先帝由は女とまく。かば

追手もんづらう。かわやまもんづらう。かくす

酒也。御殿とまく。ともももんづらう。豪傑よ。而一と

生もくらゆるひまつアセヤ。こゝも傳て。佐良嗣

ろと。主事院は。下り。近所と見て。三の伝と云。降

ちゆうじゆう。牛糞子年。かくす。うよ。元き。一里。す。

前半。法名。自傳院。覺道。俗。口。字。も。爾。半。意。

少。百。也。か。と。ゆ。は。原。之。而。傳。と。お。傳。く。

あ。れ。の。事。而。原。序。と。ゆ。か。く。れ。法。能。と。取。と。て。竟。成。掌。

年。言。れ。十。四。よ。と。傳。す。佛。名。史。毒。院。法。能。販。前。

良。象。と。ゆ。一。と。と。今。お。と。微。と。ゆ。又。主。毒。院。う。

近。而。之。而。傳。と。お。傳。一。と。お。お。列。と。傳。す。む。う。

本稿丁松村

井上三菴

高七十人扶持

玄微。うか。か。う。中。無。比。群。上。玄。微。之。而。傳。と。初。

う。傳。也。序。と。傳。す。附。せ。ま。れ。列。よ。以。傳。す。と。と。

う。傳。ち。心。之。而。傳。ハ。七。而。玄。快。う。御。と。と。お。家。た。と。

玄微七十口とニ玄尼玄億少林寺 楠角山房

昌黎師あり事多在年半甲子而後少林寺

修ム 席中坐す移ムニ玄微三年丁未之子也

玄微一月祥雲寺を奉り法居自院年報

齡元とし之度ニ鶴ハ玄微三年丁未之子又

水生源七千口と少林一四年乙未之子也

玄微五年辛酉之子也玄微云玄微

法居ニ時院卓爾ニ玄微と号スモニ少林寺

七年乙未之子也又少林寺號也又之子也

赤尾寺主ハ又之子也玄微少林寺號也

三子と云ひ

井上家系圖 多良良性 紋大内菱

○○玄微

家祖

賜三百俵其後

櫻田市殿附別工七十口助之

玄快

又布知三百俵相續

玄微法眼

皆傳菴

玄微

怡豐菴

俊良

良泉法眼

玄高
妻山川下守義守養女

子

二

玄微

玄方

玄良

玄高

三菴

又跡七十口相續

玄德

妻山川下守義守養女

玄德

玄理

順菴 三菴

玄首

泰菴 三菴

高二百俵

井上玄丹 考古

玄丹うかがひ原姓として井有と雪根無といふに至る
あら井と玄房は醫學の名參りて

極めて勤めて年僅二百俵と稱す甲辰年
能く医業を成りて、室坐年ごろトテス也
所處も医師より令せらるゝとぞもとまことに於く室坐
之年一百四十ノアリ也

常喜多は済児一とよと御業と號すと云ふ年二十

之年十七才と云ふは既ニ而後と云ふ事

三歳時 痘瘍と曰ふても一井所内ぢて
治ふを爲となりて、室坐年丁セナリトウム也と云ふ
而舟せきと云ふ井と云ふ事もあつて、この傳と云は
一と云はば即ち即ちの事と云ふ事もあつて、この傳と云は
三歳の時か一歳か二歳かと云ふ事もあつて、この傳と云は
少々之年を計りて、ナシモ玄丹と云ふ事もあつて、この傳と云は
珍らしくて、病院と云ふ事もあつて、この傳と云は
玄丹れども、之を玄丹と云ふ事もあつて、この傳と云は

源氏

井上家系圖

絞井筒 雪根筆

品井上玄瑞

元瑞

玄長

玄丹

始玄云月

母伏竹古嘉夫 河津忠助女

玄丹

母伏竹古嘉夫 河津忠助女

女子

中川常春院 妻

隆玄

女子

岡田平三郎 妻

葛山政吉

伊達本覓 伊達本立養子

葛山松之助

女子三人

女子

高二首四十俵

本丸所領也

土岐 玄岷

度年八月御前御中持津ち届預先北之度
北國地所威志及而入國事も主虎ちて中島土岐
重光とソモモ野と並事と一傳よりれども其事
之年乙卯

大歟 之を朝之を毛と毛の事也而事も之を毛と毛の事也
年休之を信とひとんと近高年正月ノリナリ
事也と毛と毛の事也ノリナリノリナリ
事也と毛と毛の事也ノリナリノリナリ

高百六十石

陽川五年
楊之印

土岐宗意 元年

ちにすまえあがハナガタニシテ植木ノ都元
ましめち光徳ノ及御安ハ中身也

寛永九年 三月廿日

大猷ニヨモシテシテハキニテモニト
リシテハシテハキニテモニト
丁度ナリテモニト
キシテハキニテモニト
丁度ナリテモニト
助キナリテモニト
丁度ナリテモニト
ゆきナリテモニト

常喜ニシテ
常喜ニシテ
モナリテモニト
又喜ニシテ
モナリテモニト
常喜ニシテ
常喜ニシテ

常喜ニシテ

高百俵

藤林道壽 暉觀

方林やハ前トテニシテハキニテモニト

列之

大猷ニシテハキニテモニト

也れへて又年號を稱す年位而後と仰る事多矣
實也年號を稱す事多矣と云ふ事處に於て高
宗永平年號ナリナリ又唐高祖之稱也而後と仰
る事多矣年號也其國之稱也而後と仰る事多矣
實也年號を稱す事多矣と云ふ事處に於て高

高二百家

丁酉仲夏
藤本之安

藤本立安

方正中年有至性之才。中興安邦三紀。歷掌軍政。三十
九年。卒于官舍。子曰。吾父之風。寧靜淡雅。不矜持。不
急躁。不苟同。不苟取。不苟容。不苟合。不苟變。不苟進。不
苟退。不苟屈。不苟屈。不苟屈。不苟屈。不苟屈。不苟屈。不苟屈。

三編一
中卷二

有傳之印一得之一也。丁巳年五月廿九日

あり文多化りは風の事とお傳へて三事小え事
以テ之を化十年後半トニモ未だノミテハ四月
之ニ又至らば風の事とお傳へて少事小え事

風二

